

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	旅客負傷
発生日時	平成31年4月19日 12時54分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市白石島漁港 白石島港沖防波堤東灯台から真方位169° 230m付近 （概位 北緯34° 24.6′ 東経133° 31.1′）
事故の概要	旅客船ホワイトスター2は、着棧中、下船中の旅客1人が転倒して負傷した。
事故調査の経過	令和元年5月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 ホワイトスター2、19トン 273-2783岡山、三洋汽船株式会社（A社） 11.97m (Lr) × 4.20m × 1.65m、軽合金 ディーゼル機関2基、442kW（合計）、昭和62年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年4月24日 免許証交付日 平成28年1月14日 （令和3年4月23日まで有効） 機関長 男性 39歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年4月23日 免許証交付日 平成30年2月26日 （令和5年2月25日まで有効） 旅客A 男性 78歳
死傷者等	重傷 1人（旅客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速約1～2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び機関長が乗り組み、旅客Aほか8人を乗せ、平成31年4月19日12時30分ごろ笠岡市の白石島及び北木島を經由して

	<p>真鍋島に向け、同市笠岡港を出港した。</p> <p>機関長は、白石島に到着し、12時52分ごろ‘白石島漁港の漁業協同組合の棧橋’（以下「本件棧橋」という。）に入船状態で右舷着けした後、旅客の下船対応の目的で、右舷船尾乗下船口から本件棧橋に降りた。</p> <p>機関長は、本船の乗下船口の甲板が本件棧橋よりも約45cm高かったものの、座席を立った旅客が1～2人に見えたので、白石島漁港で下船する旅客が少なく、旅客の手を取って下船させれば、無難に下船させることができると思い、本件棧橋上に置いてあったタラップを架設せずに旅客を下船させることにした。</p> <p>機関長は、予想に反して旅客Aを含めた7人の団体客が下船を始めたので、その内の1人の手を取って下船させ、旅客Aにも手を差し伸べたものの、旅客Aが身体を反らせて拒否したように感じたので、自分で下船させることにした。</p> <p>旅客Aは、タラップが架設されておらず、他の旅客も自分で下船しており、機関長が手を差し伸ばさず様子もなかったため、自分で下船しなければならないと思い、左手に鞆を持った状態で右足から降りようとしたところ、12時54分ごろ身体のバランスを崩して右半身から棧橋上に転倒した。</p> <p>旅客Aは、陸上職員の連絡によって消防署が手配した船及び救急車で広島県福山市内の病院に搬送され、約2～3週間の入院加療を要する右大腿骨頸部骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の状況、写真2 旅客Aの転倒時の状況（再現）、写真3 タラップの状況（同種のもの） 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、本事故時、定期就航している旅客船が定期修理中であったので、臨時に運航されていた。</p> <p>本船は、本来の棧橋が移設工事中であったので、本件棧橋を仮棧橋として使用していた。</p> <p>機関長は、白石島漁港において、日頃から乗下船者の多い朝夕にはタラップを架設していたものの、それ以外の時間帯には乗下船者が少ないのでタラップを架設していなかった。</p> <p>A社の策定した安全管理規程に基づく作業基準には、陸上作業員と協力してタラップを架設した後、旅客を乗下船させる旨が規定されていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、白石島漁港において着棧中、タラップが架設されておら</p>

	<p>ず、乗下船口の甲板が本件棧橋よりも約45cm高い状況下、旅客Aが自分で下船する際に身体のバランスを崩して転倒したことから、負傷したものと推定される。</p> <p>機関長は、旅客の手を取って下船させれば無難に下船させることができるものと判断し、タラップを架設しなかったものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、本船が白石島漁港において着棧中、タラップが架設されておらず、乗下船口の甲板が本件棧橋よりも約45cm高い状況下、旅客Aが自分で下船する際に身体のバランスを崩して転倒したため、発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>A社は、本事故後、陸上職員及び旅客船の乗組員に対し、安全管理規程の遵守に関する再教育等を実施した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員及び陸上職員は、旅客が乗下船する際には、確実にタラップを架設すること。 ・乗組員及び陸上職員は、旅客に対し、マイク等で乗下船時の転倒防止に関する注意喚起を行うこと。 ・旅客は、乗組員及び陸上職員の指示に従って乗下船すること。

付図1 事故発生場所概略図

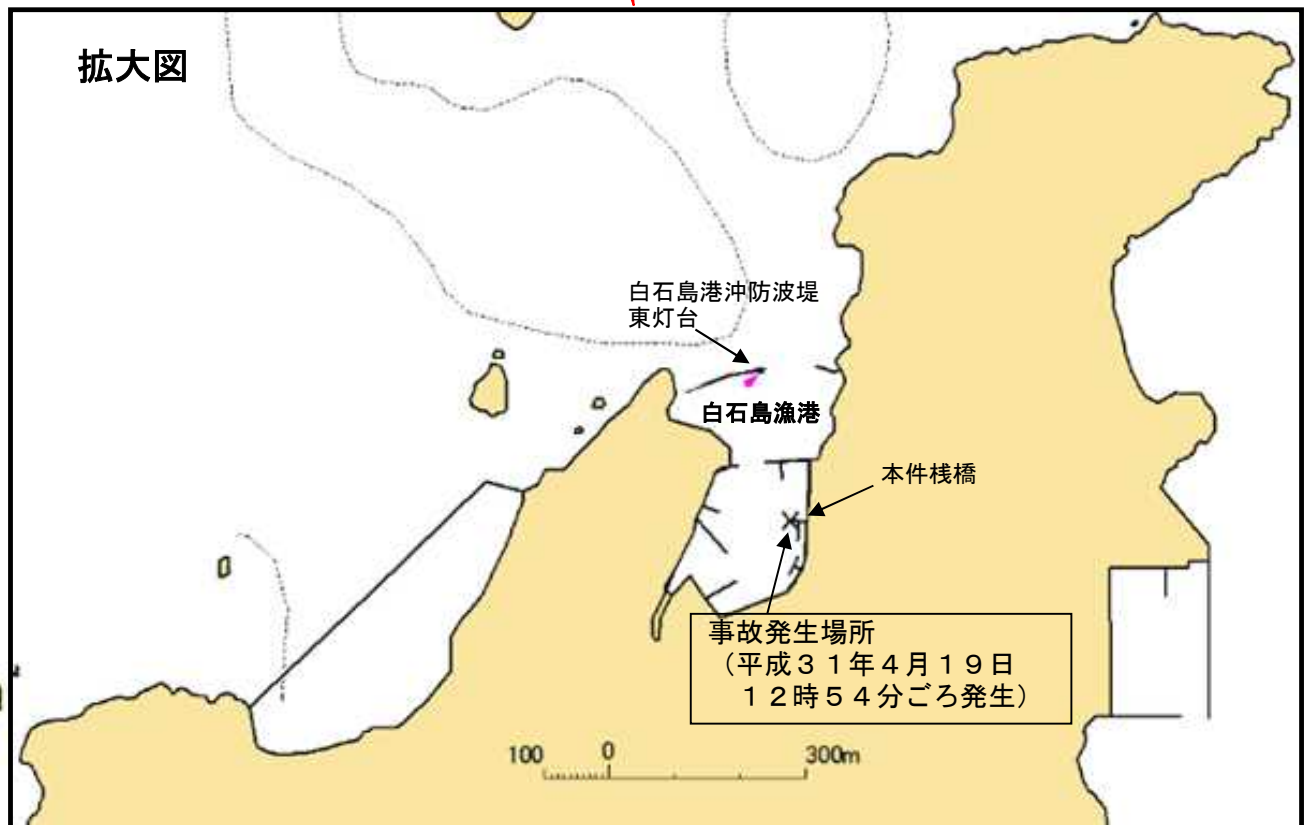
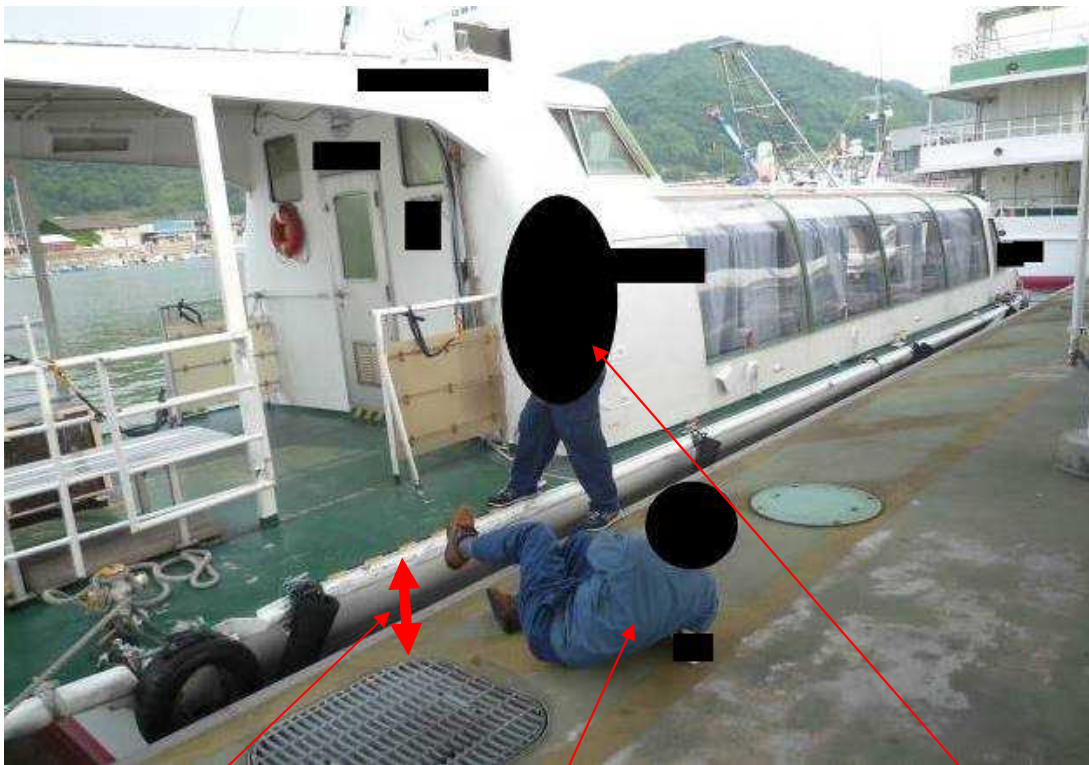


写真1 本船の状況



乗降口

写真2 旅客Aの転倒時の状況（再現）

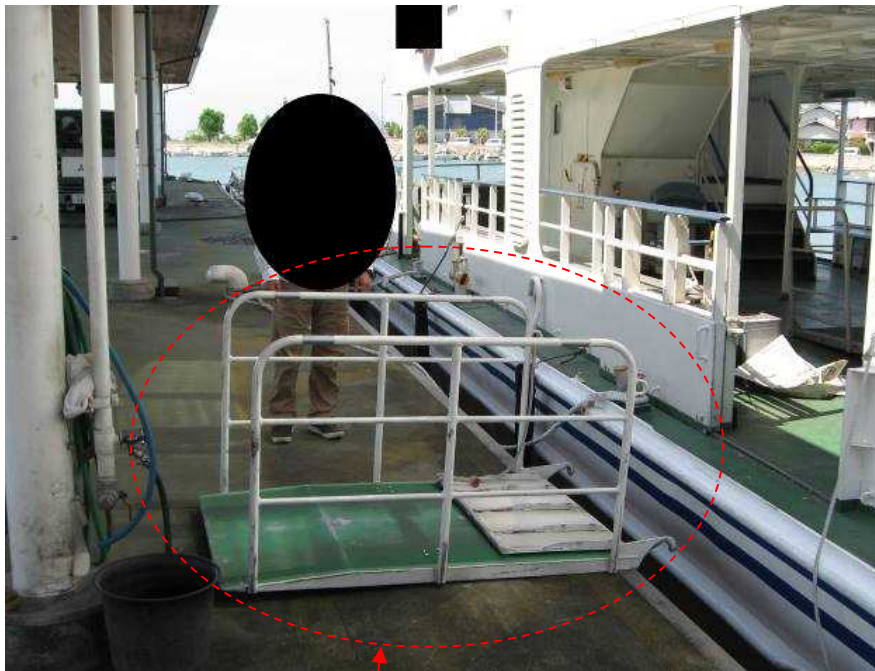


事故時の高低差約4.5cm

旅客A（代役）

機関長

写真3 タラップの状況（同種のもの）



同種のタラップ